

三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援事業

【公募要領】

(受付期間)

令和6年4月26日(金)から令和6年5月31日(金)17時まで

- ◇ 申請書類は、三重県ホームページより取得してご提出ください。
やむを得ない理由により申込書の取得が困難な場合には、事前に事務局まで
ご相談ください。
- ◇ 当事業は、専門家の派遣や研修会等を実施し、観光に関する地域連携の取組を支援
するものです。(補助金事業ではありません)

(当事業のお問い合わせ先)

- ◇ 「三重自慢」創出支援事業事務局

TEL :090-5630-5883 メール:miejiman@bsec.jp

- ◇ 事務局の対応時間は平日9:30~17:30(土日祝日を除く)となります。
ご不明な点があればお問い合わせください。

令和6年4月

「三重自慢」創出支援事業事務局

【目次】

1. 事業の目的と内容

- (1) 事業の目的・・・・・・・・・・・・・2
- (2) 選定までの流れ・・・・・・・・・・・・・2

2. 申請要件及び支援内容

- (1) 応募申請主体・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 支援内容(専門家による伴走支援)・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 選定後のスケジュール(7月以降)・・・・・・・・・・・・・3

3. 申請手続

- (1) 申請書類の受付期間・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 申請先・・・・・・・・・・・・・4
- (3) 申請に求めるポイント・・・・・・・・・・・・・4
- (4) 提出書類・・・・・・・・・・・・・4
- (5) 留意点・・・・・・・・・・・・・4

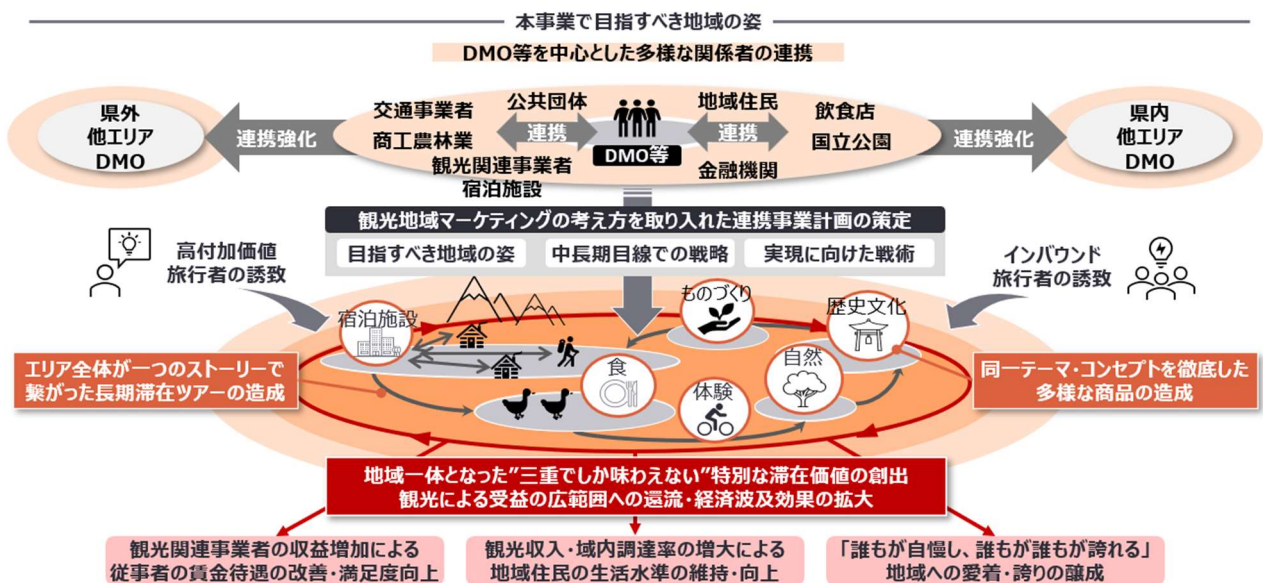
4. DMO 等の選定

- (1) 選定本数・・・・・・・・・・・・・5
- (2) 選定方法・・・・・・・・・・・・・5
- (3) 選定委員会の構成・・・・・・・・・・・・・5
- (4) 選定の観点・・・・・・・・・・・・・5
- (5) 選定結果の決定及び通知・・・・・・・・・・・・・5
- (6) その他・・・・・・・・・・・・・5

1. 事業の目的と内容

(1) 本事業の目的

県内の DMO 等を核とした多様な事業者連携による連携事業計画の策定及び同計画に基づく観光コンテンツの発掘・磨き上げ、モデルコース作成による滞在価値の創出等について、専門家による伴走支援を実施し、意欲ある地域による観光地域マーケティングの考え方を取り入れた持続可能な観光地づくりの取組を支援することで、旅行者の周遊・滞在性向上を高め、更には地域への経済波及効果の拡大を目指していくことを目的とします。



(2) 選定までの流れ

- ア. 本事業への参加を希望する団体は、できるだけ速やかに事務局までメールでご一報ください。(個別相談の日程、「連携事業計画」の作成についてご案内します。)
- イ. 事前に「連携事業計画」を作成した上で個別相談(事前予約制)に参加のうえ、事務局の伴走支援を受けながら、計画の磨き上げを行っていただきます。
- ウ. 「連携事業計画」を完成させ、事務局まで提出してください。
- エ. 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- オ. 選定までのスケジュール

4月26日(金)	公募開始
4月26日(金)	オンラインでの事業説明会 約2時間(基調講演含む)
参加希望の旨一報後、随時	個別相談(応募内容に関するアドバイス、計画のブラッシュアップ支援)
5月31日(金)	応募締切(連携事業計画の提出)
6月10日(月)	選定委員へ選定用資料提出(事務局実施)
6月27日(木)	選定委員会による選定会議(事務局実施)
7月1日(月)	選定結果の通知(予定)

2. 申請要件及び支援内容

(1) 応募申請主体

以下の要件を全て満たす県内のDMO、観光協会等を応募申請主体とします。

- ・ 三重県の観光地への来訪者の増加を目的に、地域ブランディングに取り組む意欲がある。
- ・ 地域での滞在価値を提供する観光施設、飲食店、宿泊施設、交通事業者、商工団体など多様な関係者と連携し、旅行者ニーズを満たした提案の検討から実現、検証まで行う意欲がある。
- ・ 事業終了後も、応募申請者が主体となり、観光マーケティングの知識を取り入れ、来訪者拡大に向けた継続的な取り組みを行う意欲がある。

(2) 支援内容

【選定前(事務局による伴走支援)】

ア.「連携事業計画」の作成支援

【選定後(専門家による伴走支援)】

イ. 観光地域マーケティングに関する基礎研修、更なる地域連携を目的とした研修、地域の調整に関する研修会、選定者同士の交流会の実施

ウ. 事業化可能性調査(FS調査)の実施

エ. 観光コンテンツの発掘・磨き上げ支援

オ. モデルコース作成による滞在価値の創出支援

カ. モニターツアー実施による効果検証支援

キ. 計画のブラッシュアップ支援

ク. 次年度以降に向けたアドバイス

(3) 選定後のスケジュール(7月以降)

年		令和6年										令和7年		
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン			説明会 公募期間			有識者審査会 (回体の選定) FS調査				有識者審査 (事業評価) モニターツアー実施				
計画詳細化 研究会・	研修・交流会実施 (計3回)													
	事業化可能性調査 (FS調査)													
伴走支援	課題ヒアリング													
	連携事業計画 ブラッシュアップ													
	モデルコース作成支援													
	モニターツアー実施													
取りまとめ	事業の効果検証													
	今後の取組検討													

3. 申請手続

応募申請主体は、締切日までに必要な書類を全て揃え、電子メールにより事務局まで提出してください。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

(1) 申請書類の受付期間

令和6年4月26日(金)から令和6年5月31日(金)17時まで

(2) 申請先

メールアドレス: miejiman@bsec.jp

※申請後、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。

万一届かない場合は、事務局宛にご連絡ください。

※やむを得ず、メールでの申請が困難な場合は、事務局までご相談ください。

「三重自慢」創出支援事業事務局

TEL:090-5630-5883(平日9時30分から17時30分まで)

(3)申請に求めるポイント

- ・ 地域ブランディングに資する連携事業計画であること。
- ・ 「三重でしかできない」、「特別感のある」新たな滞在価値になり得る可能性があること。
- ・ ターゲットが明確であり、そのターゲットの興味関心のフックとなり得るストーリー性や体験価値が認められること。
- ・ 周辺地域の他のコンテンツや受入環境整備も踏まえて、総合的に旅行商品として販売できることが見込まれること。
- ・ 近隣宿泊施設と連携し、旅行者の滞在の長期化を促進することが可能なものであること。
- ・ 「伝統」、「歴史・文化」、「自然」、「食」、「夜間・早朝」、「産業・ものづくり」等、構成する滞在価値にテーマ性があること。また、サステイナブルな視点を取り入れること。
- ・ 令和7年度以降も継続的な取り組みが検討されていること。
- ・ ターゲットに合わせた販路が検討されていること。

(4)提出書類

申請様式は、三重県ホームページより取得し提出してください。

<<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0361400023.htm>>

提出書類名	形式	備考
連携事業計画	Excel	
市町の同意書	Word	申請者及び連携事業者の所在地に係る市町分

(5)留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、「三重県情報公開規程」に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 本契約により制作された製作物の著作権は三重県に帰属することとします。

4. DMO 等の選定

(1)選定本数

三重県全域において 8 団体(社)(予定)

(2)選定方法

有識者を含む委員会において、下記(4)選定の観点に基づいて総合的に評価を行った上で、選定を行います。

(3)選定委員会の構成

事務局が選定した専門家、有識者と三重県による選定委員会を構成します。

(4)選定の観点

提出された書類を以下の観点を中心に審査します。

項目	審査観点
独自性	他地域には見られない旅行者にとって魅力的な独自の価値が計画に含まれているか
地域性	地域の特性を生かし、強みを踏まえた計画になっているか
実施体制	地域内の役割分担が明確となっており、計画どおり実行できる体制が整っているか
持続可能性	環境への配慮、販売体制の構築の具体性などの各面的な観点で、計画内容が継続的に実施可能な内容となっているか
経済波及性	個別の事業者のみでなく、地域内に経済波及効果が期待できる計画となっているか
事業の発展性	ビジョンが明確に示されており、将来の発展が見込まれる計画となっているか

なお、選定基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

(5)選定結果の決定及び通知

- ・ 選定する案件の決定後、7 月 1 日(月)に申請者に対して結果の通知を行う予定です。
- ・ 選定結果に拘わらず、提出された事業連携計画の評価を個別にフィードバックいたします。

(6)その他

もし選定されなかった場合でも、個別相談会やアドバイス支援を通じて、地域連携の取組を改めて見直すきっかけとなればと考えております。

以上